

**令和7年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務
業務委託仕様書**

1 業務の名称

令和7年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務

2 業務の目的

平日や閑散期の県内体験施設、体験プログラムの利用促進キャンペーンを実施し、観光需要の喚起と平準化、県内周遊及びリピーター獲得を促進することで、観光関連事業者を支援することを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月26日（木）

(2) 委託業務の主な内容

- ア 体験予約サイトを活用した平日や閑散期の県内体験施設、体験プログラム利用促進キャンペーンの事務局業務
- イ 県内周遊促進に向けた取組
- ウ リピーター獲得促進に向けた取組
- エ 利用促進に向けたプロモーション

(3) 県内体験施設、体験プログラム利用促進キャンペーンの内容

県内体験施設、体験プログラム利用促進キャンペーンは、体験予約サイトにおいて県内の体験事業者が実施する体験型プログラムを対象とした割引クーポンを発行するキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）とする。

ア キャンペーン実施時期

- ・キャンペーンは平日（繁忙期を除く）の利用促進を図る目的で適切な時期において実施するものとし、三重県と協議のうえ決定するものとする。

イ 割引クーポン

- ・同一人物がキャンペーン期間中にクーポンを複数回取得することを可能とする。
- ・クーポンの割引率は、キャンペーン期間通算で一人当たりの割引率が30%以内となるよう設定すること。なお、リピーター獲得につなげるため、4（3）に留意すること。

ウ クーポン実施費

- ・クーポン実施費は20,000,200円（消費税含む）を上限とし、キャンペーン中に上限額に達した場合は、クーポンの発行を停止すること。

エ その他

- ・クーポン発行の対象事業は三重県内で利用できる体験型プログラムとし、観光施設等の施設入場料に該当するものや、体験要素が少ない物販や飲食等を主とするものは対象外とする。
- ・キャンペーン終了後、未利用のクーポン実施費は清算後に変更契約をし、減額する。

4 委託業務の内容

本キャンペーンの実施に向け、事務局を立ち上げ、事業者との調整やキャンペーンのプロモーション等を行うこと。

(1) 体験予約サイトを活用した平日や閑散期の県内体験施設、体験プログラム利用促進キャンペーンの事務局業務

ア 体験予約サイトの運営事業者（以下、「参加事業者」という。）の募集

以下の条件に合致する、体験予約サイト上でクーポンの発行が可能な参加事業者を募集し、参加を受け付けること。なお、参加事業者数は2者以上（受託者が自ら参加事業者となることも可能）が望ましい。

【参加条件】

- ・自社で運営する体験予約サイトを通じて、オンライン上で割引クーポンの発行及び体験型プログラムの予約が可能であること。
- ・契約日において、三重県内で実施する体験型プログラムの取扱いがあり、そのプラン数が50件以上であること。
- ・クーポンの割引率の設定変更が可能であること。
- ・クーポン利用者の居住地を限定できる仕組みを有すること。
- ・クーポン利用可能日を設定できる仕組みを有すること。
- ・三重県に対して、クーポンの利用状況やクーポン利用者の属性等のデータが提供可能であること。
- ・クーポン利用者からの、予約方法やクーポン取得方法等の問い合わせに対応できる体制を有していること。
- ・体験事業者からの各種問い合わせ及びプランの新設希望等があった場合に、速やかな対応が可能であること。
- ・上記以外の参加条件を追加する際は、三重県と受託者の協議の上、決定すること。

イ 当該業務の目的に沿った割引クーポン等の商品や企画の造成、販売

受託者は、参加事業者に当該業務の目的に沿った割引クーポン等の商品や企画を造成、販売させること。その際、体験事業者に過度なサービスや割引を負担させないことに留意させること。

ウ 参加事業者との調整及びキャンペーンの運営管理業務

- ・キャンペーン期間中は、参加事業者及び体験事業者からの問い合わせに迅速かつ丁寧に対応できる体制を構築すること。なお、クーポン利用者からの体験予約サイトの利用方法や、新規プランの登録方法等の個別の問い合わせは、原則参加事業者が対応するものとする。
- ・参加事業者へキャンペーン内容の周知や情報提供を行うこと。
- ・キャンペーンの不正防止対策を講じるとともに、不正を行った体験事業者やクーポン利用者に対しては、返還等を求める体制とすること。
- ・キャンペーン終了後には利用実績を分析し、今後の県内の体験型プログラムの利用促進に関する課題及び提案を報告書に取りまとめること。
- ・クーポン実施費の使用状況を把握し、上限額に達した時点でクーポン発行の停止を

行うこと。

- ・キャンペーン期間中は、週に一度クーポン利用状況を三重県に報告すること。
- ・キャンペーンの名称やキャッチコピーを考案すること。

エ キャンペーン用特設サイトの作成及び管理

- ・キャンペーンの概要や利用方法等をまとめた特設サイトを作成すること。
- ・キャンペーン用のバナーを作成すること。
- ・パソコン、スマートフォンの閲覧に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。
- ・テキストの内容変更や、公開中のファイルや画像の更新、リンク先 URL の変更等の軽微な修正の場合は、依頼のあった日から 3 営業日以内に対応すること。
- ・サイト公開前にはテストページを作成し、三重県の確認を経たうえで、Web 公開を行うこと。
- ・サイトの構成案やデザイン案は受託者が作成し、三重県と協議の上決定すること。
- ・システム障害等が発生した際は速やかに対応できる体制を有すること。
- ・アクセス解析を実施し、定期的にアクセス数等を報告すること。
- ・新たに Web サイトを構築しドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン (pref.mie.lg.jp) を使用すること。ただし、既存の Web サイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・三重県ドメインでない Web サイトを廃止する際には、あらかじめ運用停止に関する案内を行うとともに、情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。また、運用停止後も一定期間ドメインを保持すること。

(2) 県内周遊促進に向けた取組

県内外からの旅行客に対し、クーポン利用を通じて県内 5 地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進を図るプレゼント企画等の取組を行うこと。また、各体験予約サイトの強み、事業を実施する時期等を考慮しながらメインターゲット層を設定し、効果的なプロモーションを実施すること。

(3) リピーター獲得促進に向けた取組

各体験予約サイトの強み及び事業を実施する時期等を考慮しながらメインターゲット層を設定し、効果的なプロモーションを行うこと。特に、県外からのキャンペーンの再利用を促すため、情報発信、プレゼント企画、クーポン割引率の上乗せ等の施策を提案すること。その際、3 (3) イのとおり、キャンペーン期間通算で一人当たりの割引率が 30%以内となるよう設定すること。なお、実施する施策は具体的な内容を三重県と受託者で協議し決定することとする。

(4) 利用促進に向けたプロモーション

キャンペーン利用について開始時時点の予測に加え、途中経過を把握・分析したうえで利用促進に向けた取組を実施すること。

【条件】

- ア 各種メディアや SNS 等を活用した、キャンペーンの認知度向上や利用促進が図られるような取組を提案すること。
- イ 県外からの利用者増加や新規顧客の獲得に重点を置いた取組とすること。

- ウ キャンペーン実施期間の序盤、中盤、終盤の各段階のクーポン利用状況を予測・把握したうえで、それぞれの段階での効果的なプロモーションを提案すること。
- エ ポスター（B2、カラー、100部以上）及びチラシ（A4カラー、30,000部以上）を製作し、県内観光案内所等（80カ所以上）へ配送すること。キャンペーンを複数回に分けて実施する際は、その都度、制作及び配送を行うこと。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任に関して、三重県が目的物の種類又は品質に契約不適合があることを知ったときから1年以内に通知することとする。契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後直ちに事業の進め方について三重県と協議を行うこと。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は三重県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、三重県の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し三重県と共有すること。
- (5) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (1 1) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (1 2) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

10 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書及び緊急時の連絡体制表 1 部（様式任意、A 4 版・両面印刷）を提出すること。
- (2) ポスター及びチラシのデザインに関しては、AI データ (Adobe Illustrator データ) 及び PDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 26 日（木）のいずれか早い日までに、委託業務の実施内容、成果、利用状況の分析結果及び今後の課題等をまとめた事業実績報告書を 1 部（様式任意、A 4 版・両面印刷）提出すること。
- (4) 提出先は下記のとおりとする。
三重県観光部観光誘客推進課